



2026年 1月号

発行者

天理市人権問題啓発活動推進本部

本部長 天理市長

事務局 人権センター

ヘイトスピーチについて

~差別のない社会を目指して、一人ひとりの意識を~

昨今の日本では、人種や民族、出自、あるいは特定の属性を持つ人々に対して、一方的に差別的な言動を浴びせる「ヘイトスピーチ」が社会問題となっています。

ヘイトスピーチは、単なる言葉のトラブルではなく、対象となった人々に絶望感や恐怖心を与え、その尊厳を否定する重大な人権侵害です。

「自分の意見を言っているだけだ」という主張は、他者の人権を侵害する免罪符にはなりません。差別的な言葉が氾濫する社会では、誰もが次の標的になるかもしれない不安の中で生きることになります。憲法で定められている「表現の自由」とは、他者の尊厳を侵害してまで認められるものではありません。互いの違いを認め合い、共に生きる「共生社会」を実現するためには、こうした言葉の暴力を決して容認しない姿勢が必要です。

歴史や背景などを正しく理解し、根拠のない噂や偏見に基づいた情報に流されず、安易に同調しないようにしましよう。



天理市では2025年6月に「天理市ヘイトスピーチの解消の推進に関する条例」を施行しました。全ての人が相互に尊重し合いながら共生する社会を目指しましょう。

天理市ヘイトスピーチの解消の推進に関する条例

令和7年6月24日天理市条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）の理念にのっとり、ヘイトスピーチが差別的意識を助長し又は誘発する目的で本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動するものであり、解消されなければならない重要な課題であることに鑑み、ヘイトスピーチの解消の推進を図るため、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その解消に関する施策を推進し、もって全ての人が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘイトスピーチ 法第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し又は滞在している者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 ヘイトスピーチの解消に関する施策は、一人ひとりがヘイトスピーチは許されないと認識し、その解消の必要性について理解を深めることを旨として、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ヘイトスピーチの解消に関する施策を実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ヘイトスピーチの解消の必要性に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ヘイトスピーチの解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(ヘイトスピーチの解消に関する施策等)

第7条 市は、次に掲げるヘイトスピーチの解消に関する施策を実施するものとする。

- (1) ヘイトスピーチの解消の必要性に対する市民等及び事業者の理解を深めるため、その教育及び広報その他の啓発活動を行うこと。
- (2) ヘイトスピーチに関する相談に的確に応じるとともに、そのために必要な取組を行うこと。

2 市は、国、県及び関係機関と連携し、前項に規定する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。